

令和6年度 大田区会計年度任用職員募集案内 〔非常勤保育士（特例・延長保育対応）〕

令和6年10月15日
大田区保育サービス課

この選考は、令和7年4月1日以降の大田区会計年度任用職員〔非常勤保育士（特例・延長保育対応）〕の採用予定者を決定するために実施するものです。

1 職名・採用予定数等

| 職名 | 職務 | 採用予定数 | 勤務場所 |
|-----------------------|----------|-------|---------------------------|
| 非常勤保育士 (特例・延長保育対応) | 乳幼児保育業務等 | 5名程度 | 大田区立保育園 (区立民営化園を除く23園) |

※ 勤務場所は敷地内禁煙です。

2 受験資格

次の要件を満たす方

- (1) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている（採用日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む）又は、幼稚園教諭普通免許状を有している（採用日までに取得できる見込みの方を含む）
- (2) 地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しない
※【参考】を参照してください。

3 勤務条件等

(1) 職の位置づけ

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。

(2) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。

(3) 給与等（令和6年4月1日現在）

| 月額 | 諸手当 | 控除 |
|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 140,160円 (地域手当相当額含む) | 期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額 等 | 雇用保険料、社会保険料、源泉所得税、住民税 |

※ 令和7年3月31日時点で当該職としての任用期間が引き続き1年以上ある方は、144,000円（地域手当相当額含む）となります。

(4) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用あり

※ 健康保険は東京都職員共済組合（短期給付）に加入となります。

(5) 勤務時間

午前7時15分から正午までの間で1日実働4時間（早番）又は、

午後2時から午後7時30分までの間で1日実働4時間（遅番）

※ 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、時間外勤務をお願いすることがあります。

※ 勤務時間は配属先との調整になります。

(6) 勤務日等

| | | |
|-------------|--|------------------------------------|
| 勤務日 | 週5日（月曜日～土曜日） | ※勤務パターンにより週の勤務日数は異なります。 (週休2日制) |
| 週休日 | 毎4週につき8日 | |
| 休日 | ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日。ただし、①を除く） ③ 国の行事が行われる日で、規則で定める日 ※ 週休日と休日が重なった場合は、その日は週休日となり、直近の勤務日を休日とする（ただし、年末年始の休日を除く）。 | |
| 休暇 (年度内) | 年次有給休暇 | 初年度10日（2年度目以降は規定による日数が付与されます） |
| | 夏季休暇 | 3日（有給。6月1日～10月31日の間に取得可） |
| | その他 | 慶弔休暇（有給）、妊娠出産休暇（有給）等 |

※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。

4 選考方法、選考日等

(1) 筆記選考（申込書と一緒に提出）

| | | |
|------|---------------------------------|--|
| 選考方法 | 作文課題「保育園での私の役割」（事前提出）手書きで400字程度 | |
| 判定基準 | 作文採点要素 | 主な着眼点 |
| | 問題意識 | 職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 |
| | 論理性 | 記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。 |
| | 独自性・表現力 | 自分の言葉で記述しているか。作文の表現力が豊かか。 |

※ 申込書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(2) 面接選考（書類選考の申込者全員に実施）

| | | |
|------|-----------------------------------|----------------------------|
| 選考日 | 令和6年12月2日（月）から12月6日（金）まで（予定）のうち1日 | |
| 場所 | 大田区役所（大田区蒲田五丁目13番14号）ほか | |
| 選考方法 | 個別面接（15分程度） | |
| 判定基準 | 面接採点要素 | 主な着眼点 |
| | 知識及び技能 | 職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。 |
| | 積極性 | 意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 |
| | 勤勉性 | 真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 |

(3) 合格発表

令和7年1月中旬予定

※合否に関わらず、面接選考受験者全員に郵送で通知します。

5 申込方法

所定の選考申込書（その1、その2【作文課題】「保育園での私の役割」）に必要事項を記入し、保育士証等の写しと合わせて、下記申込先へ送付してください。

| | 郵送 | 持参 |
|------|--|---|
| 申込方法 | 封筒の裏に必ず自分の住所・氏名を記入し、下記申込先に郵送してください。 | 下記申込先の窓口にてお申し込みください。※土・日曜、祝日を除く |
| 申込期間 | 令和6年10月15日（火）から 令和6年11月18日（月）まで（消印有効） | 令和6年10月15日（火）から 令和6年11月18日（月）まで (午前8時30分から午後5時まで) |
| 申込先 | 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区こども家庭部保育サービス課 保育職員担当 ※令和6年10月1日から郵便料金が改定されています。料金不足の場合は受け取れませんのでご注意ください。 | |

※ ホームページからの申込み受付は行っていません

6 面接選考の案内交付

申込期間終了後、提出された選考申込書に記載の現住所へ面接選考の案内を郵送します。また、令和6年11月28日（木）までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

7 その他

- (1) 記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- (3) 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。
- (4) 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。
- (5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。
- (6) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

【参考】地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

◆令和7年度 区立（直営）保育園所在地一覧（区立民営化園を除く23園）

| 保育園名 | 所 在 地 |
|--------|-------------------|
| 森が崎 | 大森南 二丁目2番15号 |
| 大森東一丁目 | 大森東 一丁目31番2-105号 |
| 大森西 | 大森西 二丁目20番17号 |
| 富士見橋 | 大森西 三丁目2番2-101号 |
| 馬込 | 中馬込 三丁目25番2号 |
| 池上第三 | 池 上 五丁目15番22号 |
| 入新井 | 中 央 二丁目16番17号 |
| 田園調布 | 田園調布本町 7番15号 |
| わかば | 田園調布南 8番23号 |
| 久が原 | 久が原 二丁目16番17号 |
| 千鳥 | 千 鳥 一丁目1番25号 |
| 仲池上 | 仲池上 一丁目21番16号 |
| 千束 | 南千束 三丁目23番10号 |
| 糀谷 | 西糀谷 二丁目14番18号 |
| 羽田 | 羽 田 四丁目11番1号 |
| 本羽田 | 本羽田 三丁目17番20-108号 |
| いずも | 南六郷 一丁目10番3-101号 |
| 南六郷 | 南六郷 一丁目33番1-101号 |
| 志茂田 | 西六郷 一丁目3番2号 |
| みどり | 西六郷 三丁目30番20-101号 |
| 下丸子 | 下丸子 二丁目20番15号 |
| 矢口 | 新蒲田 二丁目12番18号 |
| 本蒲田 | 蒲 田 一丁目4番23号 |

担当【応募先】 大田区役所こども家庭部 保育サービス課 保育職員担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

(電話) 03-5744-1278 (HP) <https://www.city.ota.tokyo.jp/>